

問題解決済

<p>国名：案件名</p>
<p>カンボジア：国道一号線改修計画（第1期～第4期及び都心区間）</p>
<p>(1) 問題・指摘の概要</p> <p>国道一号線改修計画においては、国際幹線道路に必要な走行性の確保に加え、メコン河の氾濫から人命や財産を守るため、堤防道路としての機能を確保するための道路のかさ上げとそれに伴う道路拡幅が計画されたが、このため道路沿線に住む住民の移転が必要となった。</p> <p>しかしながら、住民移転に伴う補償そのものの適切性、住民との合意取得の方法、資産の評価方法、移転計画に係る住民参加・情報提供の不足、移転地の立地・インフラ整備の問題点、生計の悪化、苦情処理メカニズムの実効性等について一部のNGO等から指摘がなされていた。</p>
<p>(2) 原因</p> <p>カンボジアでは、クメールルージュ時代に土地の個人所有が禁じられたため、登記情報が全て焼き払われた歴史がある。これまでに、カンボジア政府は法令を定め、当該地に一定期間住んでいる既成事実を基として土地登記を進めて来た。</p> <p>カンボジア政府は、2000年に採用された公定単価、2001年に制定された新土地法及び副法令を基本として補償方針を定め住民移転補償を進めようとしたが、カンボジア政府による補償単価の算出方法が適切でないとの意見等から、上記の指摘につながっている。</p>
<p>(3) これまでの対応及び現状等</p> <p>日本政府はカンボジア政府に対し、プロジェクトを通じて種々の改善提案を行っており、カンボジア政府は移転住民に適切な補償を行うため、これまでに以下の改善を図った。結果、適切なプロセスを経て、住民移転及び補償が行われたことを確認済。</p> <p>① 当初、カンボジア政府は、2000年に採用された公定単価を用いて補償する方針であったが、数年分の物価上昇分を加味した補償額に変更した。さらにその後、再取得価格による追加補償を行うことに変更し、第三者である独立コンサルタントに委託して再取得価格を調査し、追加補償を実施。日本側も、再取得価格の算出プロセスに問題はないこと、追加補償の支払いが行われたこと、カンボジア政府が組織する苦情処理委員会等に対し、額や移転地の問題を含めて補償に関する苦情が被影響住民から上がっていないこと等を確認済み。</p> <p>② 事業概要及び補償方針（補償単価含む）の説明会が被影響住民に対して実施され、説明資料も配付済み。現在も、説明資料は住民移転計画書とともに、当該地域のコミュニケーションオフィスで閲覧可能な状況にあることを確認済み。</p> <p>③ 本件プロジェクトを通じてカンボジア政府は取組の改善を図ってきたが、これに加え日本政府は2010年4月から技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」を実施。この中においても、当局への専門家派遣や本邦研修を通じ、我が国として継続的に先方政府の能力強化・より適切な制度作りを支援した。</p> <p>④ 補償単価（再取得価格）の設定過程、補償計画の実施過程、苦情処理メカニズムの状況等に関する状況確認を行うための「再取得価格調査に関するフォローアップ検</p>

証調査」をカンボジア政府が実施し、報告書に取りまとめた。（報告書は2012年6月に公開済み）。第4期および都心区間の実施において、大使館とJICAはカンボジア国省庁間住民移転委員会（IRC、Inter-ministerial Resettlement Committee）との間で定期会議や現場視察を通じ、状況を確認した。

（4）今後の対応・教訓等

我が国 ODA 案件において相手国政府の環境社会配慮（住民移転等）が必要となる場合、我が国政府が環境社会配慮の支援と確認を適切に行うため、JICA「環境社会配慮ガイドライン」が改定された（2010年4月公布）。今後、新規に要請を受けた案件については、本ガイドラインに基づき適切に対応する。